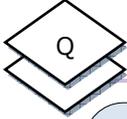




労働相談Q & Aで解決！

定年後再雇用



65歳まで働けると聞いていますが、どのような働き方があるのですか。

A 65歳未満の定年年齢を定めている事業主は、定年年齢を65歳まで引き上げるか、定年後も引き続いて雇用する制度を設けるか、定年の定めそのものを廃止するかのいずれかの措置を講じなければならないとされています。

解説はこちら

- 高年齢者雇用安定法により、労働者が65歳までの雇用を希望する場合、事業主は65歳までの雇用を確保する必要があります。
- 労働者の定年を定める場合には、定年年齢を65歳以上と定めることまでは義務付けられていませんが、少なくとも60歳以上とすることとされています。
- その上で、定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、65歳までの雇用を確保するために、高年齢者雇用確保措置として、①65歳までの定年の引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかを講ずる必要があります。
- また、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するための高年齢者就業確保措置として、①70歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に、事業主が自ら実施する社会貢献事業や事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかを講ずる努力義務が課されています。
- 「継続雇用制度」とは、雇用している高齢者を本人の希望により定年後も引き続いて雇用する再雇用制度や勤務延長制度を指します。

どうすれば？

- 詳しくは、お近くのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。
- 継続雇用に際して、賃金などの待遇が変更されることがありますが、使用者との間で継続雇用後の待遇について、十分な説明を受けてください。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域)
電話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電話 0556 (22) 3181

- ◎ 山梨県内のハローワーク (公共職業安定所)
ハローワーク甲府 (甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡)
電話 055 (232) 6060
ハローワーク富士吉田 (富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)
電話 0555 (23) 8609
ハローワーク大月 (大月市、上野原市、北都留郡)
電話 0554 (22) 8609
ハローワーク都留 (都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村)
電話 0554 (43) 5141
ハローワーク塩山 (山梨市、甲州市)
電話 0553 (33) 8609
ハローワーク韮崎 (韮崎市、北杜市)
電話 0551 (22) 1331
ハローワーク鯉沢 (南巨摩郡、西八代郡)
電話 0556 (22) 8689